

使用料

◆水道のお問合せは電話 ④4161 番へ

◆汚水量 水道の使用者の場合は、水道の使用水量
◆使用料 その他の場合は事情に応じて決める。

100立方メートルまで	1立方メートルにつき	10円
101立方メートル以上	1立方メートルにつき	8円
500立方メートルまで		
排除汚水量		
501立方メートル以上	1立方メートルにつき	6円
1,000立方メートル以上	1立方メートルにつき	4円
1,000立方メートル以上	1立方メートルにつき	2円
公衆浴場は排除汚水量		

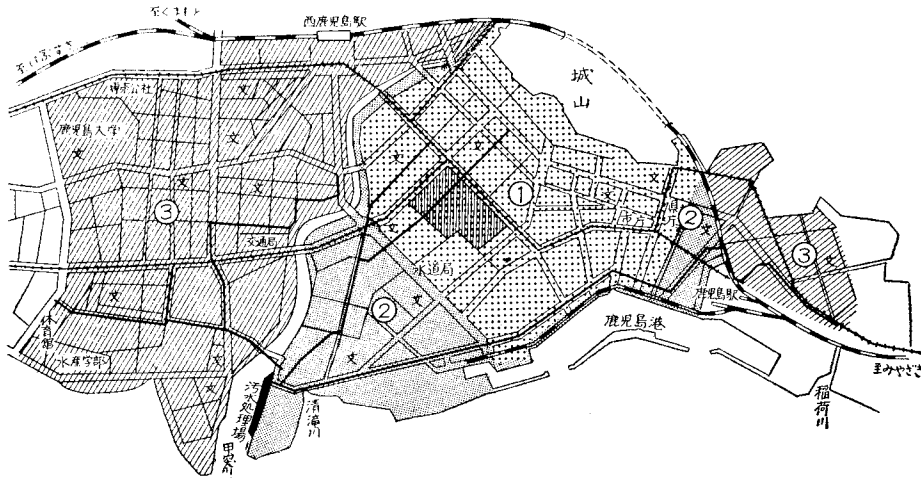


◆排水設備に3,000円の助成金◆

排水設備を設置する費用は、平均2万円から25,000円ぐらいを必要とします。水道局では、この設置者のために費用の10カ月分割払の便宜をはかっています。

また、くみ取便所を水洗便所に改造された方には3,000円の助成金ができます。

鹿児島市下水道計画平面図



- ①の地区は、山之口、山下、易居、生産、築町、六日、金生、中町、泉、汐見、平之、東千石、西千石、加治屋、樋之口、呉服、大黒、新町、船津、堀江、住吉の各町に南林寺、松原、洲崎町の一部。
- ②の地区は、第一期工事区域で、昭和37年度で完成。
- ③の地区は、昭和44年度までに完了します。

排水設備の利点

- ◇くみ取り料がいらぬ。
- ◇くみ取り通路がいらぬ。敷地の利用度がふえる。
- ◇蚊や、はえが、いなくなるので伝染病が減少。
- ◇防疫費、衛生費の減少。

下水道が使用できる地区

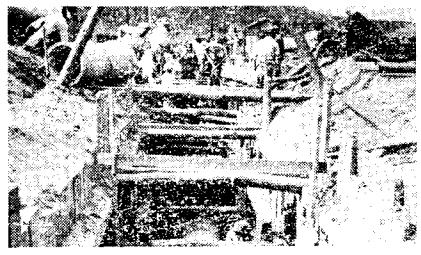
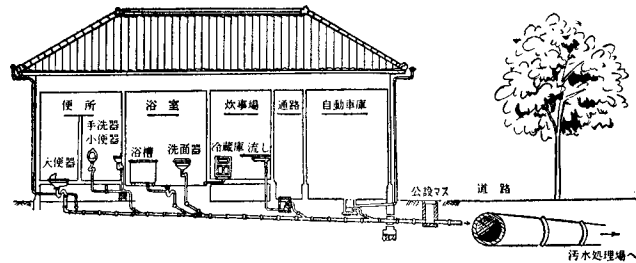
つぎの図①のように、中央市場から市立病院南の甲突橋を結ぶ、昭和44年度から新上橋、城山、高野山通りをかこむ地区です。②の地区は明年年度完成、③の地区は現在配管工事を進めており、完成は昭和44年度。

公共下水道とはどんなものか

鹿児島市の公共下水道については、炊事場、洗面所、浴室等の汚水を水洗便所のし尿と水道の汚水管へ排出し、雨水は側溝水路へ排出する方式で、これを分流式公共下水道といいます。

汚水と悪臭から解放されるために、全国的に下水道施設が問題になっていっています。さいわい、鹿児島では九州で一つしかない下水道施設を、昭和二十七年から始めています。しかも、福岡、熊本では二〇万から三〇万もかかるといふのに、鹿児島では二万円をここでできます。私共はこんな恵まれた施設をモット利用することにとめましよう。

恵まれていている下水道施設



排水設備とは 炊事場、洗面所、浴室等の汚水と水洗便所より排出された、し尿を下水道の汚水管へ流入させ、雨水は道路の側溝へ流れるようにする設備をいいます。従って、上図の①の地区は下水道法によって昭和37年3月まで、排水設備をしなければなりません。また、4月以降の新增改築等の建物は水洗便所にしなければなりません。

【写真は排水本管工事】



【写真は歩道が作業場になっている】

道路はみんなのもの

不正使用はやめて 広く正しく使おう

道路は、人や車が自由に通行するための、市民の共有物です。道路を勝手に占有することはできません。ところが最近、道路を私有物化して、他人に迷惑をかけているのが多くなりました。

道路を不正使用することは、道路交通法によって禁じられています。もし、止むを得ず使用する時には、許可を受けることになっています。国道県道の場合は、警察署と県土木事務所へ、市道の場合は、警察署と市土木課道路管理係へ届け出て下さい。

【写真は歩行者のジャマをする果物屋】

道路の役割

鹿兒島市は、戦後の画期的な都市計画によって、町なみは、すっかり整備され、これと同時に、道路も広くなって、運輸交通はもとより、いろいろな産業の発展に大きく貢献しております。ところが、せっかく広くなり、便利になったこれらの道路も、一部の不心得な市民の不正使用によって、その道路の持つ役割りを充分果していません。

そこで最近、市民の間にも、道路の不正使用について、強力な取締りを望む声が高くなってきました。また一方、自動車や車などの増加によって、交通量が非常にふえ、交通事故もめだつて多くなっています。そこで、これら道路事情の悪化と、交通量の増加に対応するため、道路を広く正しく使う運動が始まりました。

道路は、個人の作業場でも、庭でもありません。つぎのことがらをよく守って、隣近所のめいわくにならないように、また、人や車のじやまにならないように、注意したいものです。

〈商品や看板の置放し〉

◇お店の前、商品や陳列棚をばみださないようにする。
◇道路上に看板や広告等を勝手に立てない。

〈道路上での作業〉

◇道路で、荷ぼこや荷作りをしない。
◇自動車工場や鉄工所などは、道路での修理工業や組立作業をやめる。
◇工事現場などでは、必ず許可を受けること。
◇道路上で商売をしない。果物売りや花売りなど。

〈自動車、自転車などの駐車〉

◇自動車や車をば、ななめ駐車や二重駐車をやめる。
◇車を整備し、青空車をなくする。
◇自転車は通行のじやまにならない。

〈道路の花だん〉

◇道路上に、花だんや菜園をつくらない。

〈道路で遊ぶ〉

◇道路上に物ほし場を作ったり、物置場をつくらない。

〈消火活動のじやま〉

◇道路をせまくすると消火活動のじやまになります。
◇消防車や救急車がおりやすいように道路は広くあける。

